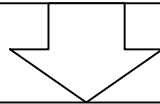


市町議会と県議会との交流・連携にかかる実施方法について(案)

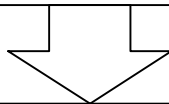
1 参加市町議会の把握・調整

29市町議会へ交流・連携会議への参加意向を照会し、参加希望のあった市町議会と県議会とで日程を調整のうえ、交流・連携会議を行う圏域を確定する。



2 関係市町議会と県議会の協議

- ・交流する市町議会と県議会の議員同士で交流・連携会議の内容（意見交換のテーマ等）や会議の進め方等について、事前に打合せを行う。
- ・合わせて、地域課題について把握・共有する。意見交換テーマとも関連
- ・必要に応じて、テーマにかかる常任委員会委員等により、論点や資料等に関する打ち合わせを行う。
＜参加議員＞関係委員会委員長、地元県議会議員など
これらの取組を通じて議会相互の理解を深めていく



3 交流・連携会議の開催

地域課題等をテーマにした議員同士の意見交換を実施。
＜参加議員＞正副議長、関係委員会委員長、地元県議会議員など



4 交流・連携の今後の展開

テーマに関する継続した議論や特定地域からの意見交換の要請が市町議会からある場合は、県議会広聴広報会議「みえ現場 de 県議会」のしくみなどを活用する。
県議会議会改革推進会議では、県議会と市町議会の交流全体会を開催し、共通したテーマで研修や情報交換を行う方向で検討する。
＜例＞地方自治法改正（議会制度等） 地方制度調査会の中問答申